

多重債務問題の解決に向けて

1ページで紹介した相談事例のように、多重債務は生活費が足りないとか、子どもの教育費が足りないといった、ちょっとしたきっかけで貸金業者から借金することから始まります。こうしたことは、誰にでも起こり得ることで、決して浪費家だけが多重債務に陥るわけではないのです。

現在、消費者金融の利用者は全国で1,400万人を超え、そのうち200万人を超える人々が返済困難な多重債務の状況にあると言われています。

貸金業法等の改正

このような多重債務問題に対応するため、多重債務の原因となる高金利の是正や、借り過ぎ防止のための総量規制の導入を柱とした貸金業法等の改正が行われました。

(平成18年12月公布、公布から3年後を目途に順次施行)

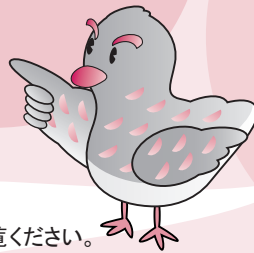
一貸金業法改正の主な内容一

上限金利の引下げ

グレーゾーン金利(3P参照)が撤廃され、貸金業者の上限金利は年利29.2%から利息制限法の年利15~20%に引下げられます。

貸し過ぎ、借り過ぎの防止

貸金業者からの総借入額が年収の3分の1を超えるような場合には、貸付けが、原則禁止とされます。



貸金業者に対する規制の強化

貸金業者になるためのハードルが引き上げられます。(純資産5,000万円)

テレビCMの内容、頻度などについて、厳しい規制ルールが導入されます。

借り手の自殺を対象とした生命保険契約が禁止されます。

貸金業法等の改正については、詳しくは金融庁ホームページをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>

こうした制度改正により、この改正が完全に実施される平成21年頃からは、新たな多重債務者の発生が抑制されると期待されます。

富山県の取組み

新たな多重債務者が減るとしても、既に多重債務の状態に陥っている人たちに対する対策が急務です。

富山県では、多重債務問題の解決について総合的に取り組み、県民の生命や生活の安全を確保するため、「富山県多重債務者対策協議会」を設立しました。今後、協議会の構成員の関係機関とともに、県内の多重債務問題に取り組めます。

設立:平成19年11月

構成員:県、県教育委員会、県警察本部、富山財務事務所、富山県市長会、富山県町村会、富山県弁護士会、富山県司法書士会、法テラス富山(日本司法支援センター富山地方事務所)

多重債務者無料相談会を開催します!

弁護士、司法書士による多重債務者無料相談会を実施します。

借金の整理や生活の再建に向け、この機会に専門家のアドバイスに耳を傾けてみませんか?

日時

平成19年12月12日(水)・13日(木)

両日とも午前10時から午後4時まで

※12日は弁護士、13日は司法書士が対応します。

場所

富山県民共生センター(サンフォルテ)303号室
富山市湊入船町6-7(富山駅北口より徒歩約10分)

申込・問合せ先

富山県県民生活課消費生活係

電話 076-444-3129

※相談を希望される方は、事前に申込みをお願いします。

相談無料

相談者の秘密は
完全に守られます。
安心して
ご相談ください。

借金問題は必ず解決できます! 一人で悩まず、まずご相談を!

- 多重債務の整理方法は、次の4つがあります。
- 債務整理の手続きが始まると(弁護士・司法書士からの受任通知や裁判所からの通知により)、貸金業者からの取立てがストップします。

任意整理

裁判所などの公的機関を利用せずに私的に債権者と話し合い、利息制限法による利息の引き直し計算^{*}を行い借金額を確定します。この確定した金額を債務者の収入の範囲で一括弁済、または分割弁済するなどの交渉を行ないます。個人での交渉も可能ですが、通常は弁護士か司法書士に依頼して行います。

特定調停

利息制限法による利息の引き直し計算をもとに、簡易裁判所の調停委員が債務者と債権者の間に立って、合意を成立させることによって解決を図る方法です。公正な立場の調停委員が双方の調整を行うので、弁護士や司法書士に依頼しなくても手続きを進めることが可能です。

個人再生の手続き

民事再生法の一部改正法(2001.4月施行)により導入された個人版の民事再生手続です。たとえば総額500万円の債務をかかえた多重債務者が3年間に100万円を返済する計画を立て、この返済計画が地方裁判所により認可されたうえで計画どおり返済が完了すれば、残債務が免除されます。

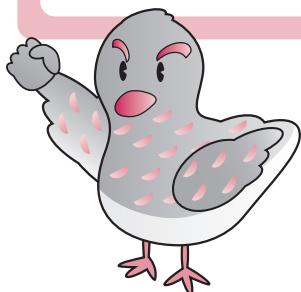
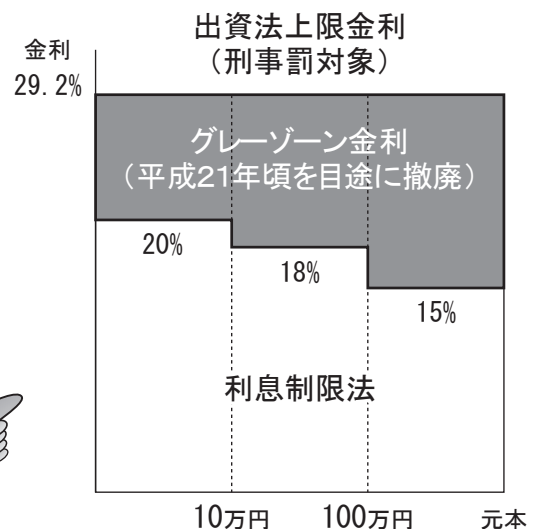
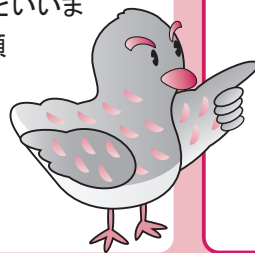
自己破産

返済不可能な多額の借金を抱えたり、収入の目途が立たない場合には、自己破産という方法があります。地方裁判所に破産及び免責の申し立てをし、裁判所の審理によって認められれば破産手続きが始まります。最終的に免責決定を受ければ残りの債務の支払い義務がなくなります。

利息制限法による「利息の引き直し計算」ってなに?

利息について定めた法律には、利息制限法(民事上のルール)と出資法(刑事上のルール)があり、異なる上限金利が定められています。この二つの法律のすき間部分の金利がグレーゾーン金利と呼ばれています。貸金業者の多くがこのグレーゾーン金利の上限で貸付けをしてきましたが、このグレーゾーン金利については、一定の厳しい要件を満たさない限り無効であり、支払う必要はありません。

債務整理を行う際に、債務を利息制限法に基づく金利で計算しなおすことを「引き直し計算」といいます。この引き直し計算により、債務の減額ができる場合があります。また、長期にわたって返済を続けている場合は、払いすぎた利息を過払い金として取り戻せる可能性もあります。



次のうち、1つでもあてはまれば、勇気を出して相談を!

- 借金返済のために借金を繰り返すという自転車操業に陥っている
- 借金のために、税金、健康保険料、授業料、家賃などが払えない
- 借金をなんとかしたいが、どうすればいいかわからず途方にくれている

冬の省エネ 生活を見直して みましょう！

今年も冬がやってきました。冬は、暖房に使うエネルギーをはじめ、家庭でのエネルギー消費が非常に多くなる季節です。厳しい寒さの中、ついつい暖房器具の設定温度を上げ過ぎていませんか？

ドアの開閉を少なくしたり、厚手のカーテンを使用することなどにより、部屋の暖房効率が上がります。また、カーディガンやひざかけなど、着る物を増やすことで体感温度を上げることができます。

ガソリンや灯油の価格が高騰する中、家計にも地球にもやさしいライフスタイルを実践してみませんか？



- ①暖房は室温20℃を目安に温度調節をしましょう。
- ②暖房は不必要なつけっ放しをしないようにしましょう。
- ③お風呂はお湯が冷めないうちに続けて入りましょう。
- ④省エネタイプの家電製品を選びましょう。
- ⑤食器洗いに使用のお湯の温度を低めにしましょう。
- ⑥電気製品を使わないときにはプラグを抜きましょう。
- ⑦テレビを見ないときは消しましょう。
- ⑧急発進、急加速をしない運転を心がけましょう。
- ⑨アイドリングはできる限りしないようにしましょう。
- ⑩外出時にはなるべく公共交通機関を利用しましょう。

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター…………… TEL076-443-2047
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115
大 山TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113
八 尾TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001

魚津市…………… TEL0765-23-1003

滑川市…………… TEL076-475-2111(内323)

黒部市…………… TEL0765-54-2111(内316)

舟橋村…………… TEL076-464-1121(内29)

上市町…………… TEL076-472-1111(内141)

立山町…………… TEL076-462-9963

入善町…………… TEL0765-72-1100(内135)

朝日町…………… TEL0765-83-1100(内235)

砺波市…………… TEL0763-33-1111(内143)

庄川支所…………… TEL0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 TEL076-432-9233

消費者金融相談 TEL076-433-3252

URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課…………… TEL0766-20-1522
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター…………… TEL0766-64-5333

氷見市…………… TEL0766-74-8010

小矢部市…………… TEL0766-67-1760(内424)

南砺市…………… TEL0763-23-2008

行政センター

福 野TEL0763-22-1101 平 TEL0763-66-2132

井 波TEL0763-82-1181 上 平TEL0763-67-3212

城 端TEL0763-62-1213 利 賀TEL0763-68-2112

福 光TEL0763-52-1571 井 口TEL0763-64-2212

射水市(大島庁舎)…………… TEL0766-52-7966

地区行政センター

新 湊TEL0766-82-1964 大 門TEL0766-52-7397

小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談 TEL0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

TEL076-432-5690 午前9時～午後4時